

決 定 要 旨

被 審 人（住 所）東京都港区虎ノ門三丁目２番２号虎ノ門 30 森ビル 2 階
（名 称）E N E C H A N G E 株式会社
（法人番号 6010601047805）

上記被審人に対する令和８年度（判）第４号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）第１８５条の６の規定により審判長審判官高橋安紀子、審判官鈴木淑彦、同三木洋美から提出された決定案に基づき、法第１８５条の７第１項の規定により、下記のとおり決定する。

記

１ 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金 9 1 4 9 万 5 0 0 0 円
- (2) 課徴金の納付期限 令和 8 年 1 1 月 1 7 日

２ 事実及び理由

課徴金に係る法第１７８条第１項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第１回の審判手続の期日前に、課徴金に係る法第１７８条第１項第２号及び第４号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

令和 8 年 9 月 1 6 日

金 融 庁 長 官 伊 藤 豊

(別紙)

1 課徴金に係る金融商品取引法（以下「法」という。）第 178 条第 1 項各号に掲げる事実

法第 178 条第 1 項第 2 号及び第 4 号に該当

被審人は、東京都港区虎ノ門三丁目 2 番 2 号虎ノ門 30 森ビル 2 階に本店を置き、その発行する株式が東京証券取引所グロース市場に上場されている会社である。

被審人及び被審人の連結子会社は、売上の過大計上の不適正な会計処理を行った。

この結果、被審人は、関東財務局長に対し、

第 1

下表 1 のとおり、重要な事項につき虚偽の記載がある四半期報告書を提出し、

表 1

番号	対象書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	記載項目	主な内容（注）	主な事由
1	令和 5 年 11 月 10 日	第 9 期 第 3 四半期（令和 5 年 7 月 1 日～同年 9 月 30 日）に係る 四 半 期 報 告 書	令和 5 年 1 月 1 日～同年 9 月 30 日の第 3 四半期連結累 計期間	四半期連結 損益計算書	親会社株主に帰属する 四半期純利益が ▲1,662,516 千円であ るところを ▲1,382,861 千円と記 載	売 上 の 過 大 計 上

（注）金額は千円未満切捨てである。

第 2

下表 2 のとおり、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券届出書を提出し、当該有価証券届出書に基づく募集により、令和 6 年 2 月 26 日、3,784,200 株の株式を 3,999,899,400 円で取得させたものである。

表 2

番号	対象書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	記載項目	主な内容	主な事由
2	令和 6 年 2 月 9 日	有価証券届出書 （株式の募集）		「第三部参 照情報」	番号 1 に掲げる第 9 期 第 3 四半期に係る四半 期報告書を参照	番 号 1 参照

2 法令の適用

上記1に掲げる事実のうち

表1の番号1の事実につき

金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和5年法律第79号）による改正前の金融商品取引法（以下「旧金融商品取引法」という。）第172条の4第2項、第24条の4の7第1項、第185条の7第14項

表2の番号2の事実につき

法第172条の2第1項第1号及び第3項、第5条第1項、第176条第2項、第185条の7第14項、旧金融商品取引法第5条第4項

3 課徴金の計算の基礎

上記1に掲げる事実のうち

表1の番号1の事実につき

旧金融商品取引法第172条の4第2項の規定により、被審人の第9期事業年度（令和5年1月1日から同年12月31日まで）第3四半期（令和5年7月1日から同年9月30日まで）に係る四半期報告書（以下「第9期第3四半期報告書」という。）について算出した課徴金の額は、被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額2,254,056円が、6,000,000円を超えないことから、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円となるが、第9期第3四半期報告書については、法第26条第1項の規定による検査等が行われる前に、課徴金の減額に係る報告書が提出されていることから、旧金融商品取引法第185条の7第14項の規定により、3,000,000円に100分の50を乗じて得た額に相当する額である1,500,000円となる。

表2の番号2の事実につき

法第172条の2第1項第1号の規定により、被審人の令和6年2月9日提出の有価証券届出書（株式の募集）に係る課徴金の額は、当該有価証券届出書に基づく募集により取得させた株式の発行価額の総額3,999,899,400円の100分の4.5に相当する額である179,995,473円に、法第176条第2項の規定により1万円未満の端数を切り捨てて、179,990,000円となるが、令和6年2月9日提出の有価証券届出書については、法第26条第1項の規定による検査等が行われる前に、課徴金の減額に係る報告書が提出されていることから、法第185条の7第14項の規定により、179,990,000円に100分の50を乗じて得た額に相当する額である89,995,000円となる。